

## 令和2年第5回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年6月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 令和元年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 議案第35号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第36号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第37号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第38号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第39号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第40号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第41号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の策定について
- 第13 議案第43号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）の変更について
- 第14 議案第44号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第15 同意第 3号 羽幌町農業委員会委員の任命について
- 第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第17 発議第 5号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 発議第 6号 議員の派遣について
- 第19 発議第 7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第20 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

### ○追加日程

- 第 1 議案第45号 羽幌町防災情報伝達システム整備業務委託契約について
- 第 2 議案第46号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約について

- 第 3 議案第 4 7 号 福寿川護岸改修工事請負契約について  
 第 4 議案第 4 8 号 物品購入契約の締結について  
 「ロータリ除雪車の購入について」  
 第 5 議案第 4 9 号 令和 2 年度羽幌町一般会計補正予算（第 6 号）

○出席議員（11名）

1 番 金 木 直 文 君	2 番 磯 野 直 君
3 番 平 山 美知子 君	4 番 阿 部 和 也 君
5 番 工 藤 正 幸 君	6 番 船 本 秀 雄 君
7 番 小 寺 光 一 君	8 番 逢 坂 照 雄 君
9 番 舟 見 俊 明 君	10 番 村 田 定 人 君
11 番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建 設 課 主 任 技 師	石 川 隆 一 君
建 設 課 主 任 技 師	笹 浪 満 君

建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	菅豪志君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤 正幸君                      6番 船本 秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、昨日の議事日程に記載して行いましたが、通告のあった4名のうち最終通告者の途中で休会となり、議事を終えることができなかつたため、本日の議事日程表に再度上げて、議案審議に先立って行うものであります。

それでは、町長の答弁から再開します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 昨日の小寺議員の一般質問、町、議会が行う情報発信とICT活用の必要性についての中でインターネット中継に関する1月6日の話合いにおいて、議会がやりたいのであれば議会でやればよい。議会が持っている予算の中でやりくりして実施されたいという発言が正しい情報かとの再質問に対して、はい、そのように申し上げたかと思いますが、それは必要があればほかのものも削った中で再度そういう協議というものも考えられると思いますと答弁いたしました。ご質問がありました1月6日のインターネット中継に関する話合いの内容についてであります。その話合いの際に言葉の使い方として不適切な発言があったので、その発言についておわび申し上げますとともに、誤解を招くことのないよう、その真意について再答弁させていただきたくお願いを申し上げます。

町の予算につきましては、厳しい財政状況の中、適切な予算編成に努めているところであり、基本的には目的を持った予算を計上し、必要なものについて査定し、議会の議決を

経て予算化をしていただいております。何らかの理由で余剰金が出たとしても、それを目的外のことに利用することは今後様々な問題が生じることから、使用額については減額するなど適切な事務処理をしていただいているところでございます。このことから、現状でそのような不用な予算はないと思われませんが、次年度の予算編成の際に議会費の中で不用な予算があるのであれば、それらを減らした中で新たに予算要求していただければ再度協議したいという思いであり、不用額を自由に使用していいという趣旨で発言したものでないことをご理解願いたいと思います。

続きまして、小寺議員から最後にご質問を受けました町長からのメッセージについて、過去のメッセージも残す形で自らの発言で発信してほしいとの内容でございますが、答弁にもありますように、更新頻度のお約束は難しいところではありますが、ご質問のありました内容につきましては、どういう形でできるかも含め検討し、できる限り情報発信していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、小寺議員への再答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 昨日に続きまして再質問を再開させていただきます。

今の説明の中では不適切な発言があったですとか、前に町長が発言されたことをひっくり返すような発言があったと思います。そこで、今回の質問に関しては昨年3月の一般質問から始まって今回1年たった後に再度ということで、その経緯も含めて一度事実確認をしたいと思います。まず、昨年、平成31年3月の一般質問では町長はこう答弁なさっています。インターネット配信を含め、今後の情報発信全般について議会と行政と協議、検討を重ね、相互理解の下、よりよい情報発信を目指してまいりたいと。これは議事録から取っているのですけれども、この発言は問題ないということによろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは問題ないと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） さらに、こう町長は発言されております。やり方については、どういうふうにしていくかということについて、これから議会とともに相談申し上げたい。これも議事録からですけれども、そういう発言をなさっています。議事録ですから、正しいと思うのですけれども、再度確認させていただきたいのですが、この発言について間違いはありませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 間違いございません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その後約9か月、町側から議会と協議、検討を重ねたいという話だったのですが、何も連絡もないですし、協議の過程はなかったと。これも事実でしょうか。

- 議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） 間違いだと思います。
- 議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。
- 7番（小寺光一君） 翌年、今年になりますけれども、議会として全員協議会を開いて町長に協議の要請に行きました。それが1月の6日です。インターネット中継に関わる協議への協力要請を行いました。その際に町長側から拒否されたと。議会との話合い、協議はしないと。これも事実でしょうか。
- 議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） そこはちょっと記憶にございませんけれども、そういうふうに議会側が言っているのであれば間違いだと思います。
- 議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。
- 7番（小寺光一君） 記憶にないというのはとても困るので、もしそこに一緒にいた方で確認できるのであればきちんと、どうだったか。お願いします。
- 議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時16分

- 議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えしますけれども、拒否したというような発言は私どものほうの議事録にはなくて、先ほど申し上げた部分のことで、順番からいいますと、議長から我々話聞いたときには将来はねという冒頭にあったから、そういうことも含みで今後話してもらえるかなという思いであったのですけれども、言われた後に先ほど言ったようなことで、私から申し上げたのは一般質問でもいただいておりますというようなことで、議会の中でおやりになればというような話で終わっておと思います。
- 議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

- 議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） 小寺議員の再質問にお答えいたします。議員からは協議を拒否したというご発言だったかと思いますが、そのような記録がないので、議長から我々話聞いたときには将来はねということが冒頭にあつて、そういうことで今後話進めてもらえるか

などちょっと思ったので来たというような発言の後に私から、だから申し上げたと思いますが、一般質問でも質問していただいておりますとおりで云々で先ほど言ったような発言がありまして、議会の中でおやりになればということで話が終わっておりますと、その中で拒否したというような記載はないので、現実的には記憶にないということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） これもこちらの持っている話合いの内容ですけれども、検討会、それに向けての打合せもできないということでいいかという問いと、いろいろ新しいことについて意見交換をする環境を今後も考えているので改めて検討いただきたいという話も出ていると思うのです。それにはしっかりとした回答がないと。そして、事実その後も協議がされなかったということは、僕としては回答もない、事実その後の協議もないということで、この1月6日の話合いは、協議に関しては拒否されたと。全員協議会の中でもそのように町側からは話合いの場に立つことも許可されなかったというような報告で全員協議会でみんなで話したわけです。ということは事実協議されていないわけですから、そこで話は終わっているわけです。事実関係です。戻ると、3月に議会と協議を重ねていきたいと言ったのに協議をしないということは、私への答弁は虚偽の答弁になるのではないかなというふうに思います。本当は協議するつもりはないのに協議します、議会とも相談したいと。事実は協議していないわけですから。その辺の事実関係。自分は、自分への答弁は虚偽の真実を隠す答弁だったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員から拒否でないかという発言でございますが、そこは主観の違いといいますか、私自身は1月にお会いしておりますとおりでありますし、今回の一般質問にも答弁しておりますとおり、議会からの発信で町側がそれが必要性があるか、頻度は高いかと、予算を使う中で、そういった意味でいきますとまだまだそういうことにはなっておりませんので、話合いの場を数少ないと言われればそのとおりかと思いますが、拒否しているというふうにとられても困るところでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 発言は正確にしていきたいのですが、何度も言いましたけれども、一度も協議されていないわけです。この1月6日に関しては協議ではないです。協議の前の打合せをしたいという要請なのです。今何度もおっしゃいましたけれども、一度も協議はされていないのですが、どこの場面で協議されましたか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 協議ということはされていないという、そのとおりだと思いますが、現実的には一般質問等で何度も答弁しておりますとおり、町側としてその必要性についてはまだまだ予算としては低いというふうに考えておるということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） きちんと議事録を確認していただきたいと思います。必要性を感じないですとか、予算化については今回の質問の中でのやり取りで出てきたことであって、昨年3月では必要性とかそういう話は全く出てきていないですよ。すごく前向きでした。予算の話とかは一切、必要性についても今回出た話なので後づけなはずです。昨年3月では町民や議会が町政について関心を持てるよう効果的かつ効率的な手法を検討する必要があると考えていますと。全く、自分が今ある議事録の中では予算の話ですとか、必要性ですとか、必要性は感じていると発言されていますし、急に今回話があって生活に関することとか、それは後づけの話であって、3月の時点ではそういう発言はなかった。あくまでも前向きに議会と協議を重ねていくと言ったのに1月6日以降協議。ということは、3月に遡ってはちょっと申し訳ないですけども、協議するつもりがないのにそう言ったのではないかなと。今回に関してもあえて議会と行政と協議を重ねという言葉を取りましたよね。昨日の質問の中で誰と協議するのですかと聞いたところ、町長は議会とは一切おっしゃっていないと思います。前は議会と行政が話し合う、ただ今回は町長自身と関係部署が協議をするということになっているのです。事実関係で話していただきたいのですが、自分はそういうふうに感じています。どんどん話していただくのは後づけであって、その時点では実際協議するつもりもないのに協議をするということで、実際議会とも協議が行われていないと。そして、その場で先ほど不適切な発言があったということですが、具体的に流用の話まで町長はおっしゃっています、議会の中で。私調べました。羽幌町予算編成及び執行に関する規則、きっと17条のことをおっしゃっているのだと思うのですが、執行するには財務課長に提出するとかいろいろあるのですが、町長があらかじめ指示したものはこの限りではないですとか、経費流用にはこれをすることができないとありますが、例えば人件費、経費を物品に相互に流用することはできないとうたっているのですが、ただ特別な経費について町長が特に認めたときはその限りではないと。その話合いの中で町長は具体的に議会の経費を使ってやったらどうかと。昨日の発言もありました。経費を削減してと。ということは、この流用を公の議会の場で特別な経費ということで町長が認めたということに、予算ではないですよ、あくまでも流用に関する規定だと私は思っているのです。自分のはそういうふうには理解していますが、それで正しいでしょうか。町長の認識と私は正しいでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分



再開 午前10時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、今村裕之君。

○副町長（今村裕之君） 私のほうから回答させていただきます。

ただいま議員が申し上げたのは予算流用の手続の関係でお話しされていると思いますので、この件に限らずですけれども、予算の流用をするときには適正な理由をつけて、このような理由があつて予算を流用したいという形で上がってきたものに対しまして内容を審査して、認めるか認めないかという形で処理をしておりますので、流用の手続自体はできますけれども、その内容によって理事者として了解するもの、しないものというのがあるのが内容でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） だから、そのやり取りの中で町長は、議会がやりたいのであれば議会がやればいいと。そして、昨日の繰り返しにもなりますけれども、経費の削減ですとか議会の持っている予算内でやりくりして実施されたいとおっしゃっているわけです。それは予算上ではなくて、予算がもう出来上がったものの中のやりくりですから。予算編成に関しての話ではないですよ。先ほども追加で説明されたものに関しては予算を組む前という話でしたけれども、町長はあくまでも議会の持っている予算の中でやりくりしてくださいよという話をおっしゃったのです。なので、自分は流用だなど。ある既定の予算の中でやりくりをすると。その際に町長は特別な経費は認めるという規定もあるので、それが人件費からなのか、ほかの経費なのか、ただ人件費は駄目だけれども、町長に与えられた権利ですよ、町長が特に認めたときはできると言っているわけですから。その権利をもって発言されていると思うのです。予算の話ではないです。だから、その時点で町長が認めたのではないかと。議会は必要だと思いますよという話をして話をしましょうと。そしたら、議会がやりたいのだったらやればいいではないかと。そこを認めているわけです。議会がやりたい。それは正当な理由です。議会がやりたい。そしたら、町長はやりたいのだったらやりなさい。その際は議会が持っている予算内のやりくり、流用をなささいということで自分は認識しています。だから、先ほどの予算編成の前の、予算を提出する前の話ではなくて流用の話をしていると思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ですから、訂正といいますか、おわび申し上げて、その部分は流用という形ではなくて申し上げたつもりでおりますので。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今修正というか、されたとしても、自分は、それこそ何回も言いますけれども、昨年3月からの町長の発言と打合せの内容と、そして昨日のやり取りはそれを踏まえた中でやり取りをしているわけです。だから、いつも自分は発言は重いです

よと。急に、いや、実は違うのですと後から訂正されても、自分は前提が変わってくるので、それは簡単にさっき直したのだと、修正したのだということにはならないですし、発言の重さ、あと議員、私も含めてですけども、一般質問には一生懸命調べて当たっていると思うのです。それも含めてきちんと答弁も含めてしていただかないと、訂正したからいいということにはならないと思います。一時は認めているわけですから。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのこの部分は議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、訂正するものは、もちろん私も言い間違えた部分は訂正をさせていただいたわけでございます。ただ、議員おっしゃっておりますインターネット中継に関する予算につきましては議会が行うべきことで、何度も申し上げておりますが、町側としては今その必要性と申しますか、予算の頻度としてはまだまだそこまでいっていないと考えているところは事実でございますので、そのこのところをよくよく解釈していただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 昨日最後に訂正されましたよね、議会の予算と町全般の予算は一緒ですよと。今の町長の言い方だと議会は議会で広報しなさいよ、議会に予算の提案権もなければ執行権、執行権はあれですけども、お金もない中でやれという認識ですか。それでいいのですか。そしたら、昨日言ったのとまた変わりますよね。議会の予算は町全体ですよという話を訂正されていましたが、今のでいうとあくまでも広報に関しては議会でやりなさいと、ただ予算はつけません、お金はありません。そういう私の理解でよろしいですか。ちょっと矛盾していると思うのですけれども。お金もない中でやりなさい。行政ってそうですか。お金がない中でどんどん進めていくものですか。そのための予算があると思うので、そのための予算に向けて協議をしたらどうですかという今日朝の訂正、追加の話があったにもかかわらず、いや、広報に関しては議会がやってください。矛盾していると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員から答弁の間違いを随分指摘されたようで、私も再答弁なりさせていただきましたが、また違うような発言であったように感じましたので、議員がおっしゃっているようなところで予算についてはまだまだ難しい部分があると思っておりますが、町の情報発信ということで議会側とどのようなことができるのか、そういった部分で協議をする場を今後考えなければならないのかなというふうに考えたところでござ

いますので、これでご答弁として適正かどうかご判断をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） またあまり前向きではないのかなど。協議をする場をつくらと言わないで協議をする場を考えるという答弁だったので、前回さんざん協議すると言ってしなかったのも、ぜひ具体的にどういう形で協議をするのか、どこの担当なのか、町長が自らやるのか、そこまでここで言うていただかないと、後でそういう意味ではない、協議することは考えたけれども協議をしないというふうな流れが、前例があるので、協議の場をつくりたい。誰が、どこで、私一人ということにはならないと思いますけれども、そこまできちんとこの場で言うていただかないと、申し訳ないのですけれども、また1年後たっても協議が再開されないことがあるので、もう少し前向きな答弁をお願いしたいのですが。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員がおっしゃることも無理がないと思いますけれども、現実的には用意しておりませんので、前向きと言われましても今はそういう答弁しかできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 協議はこれから進めたいというふうに考えておりますので、具体的なものにつきましては今後ご相談を申し上げたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、町側の回答待ちということによろしいのですよね。ということで協議が今後進んでいくことを期待しております。

最後に、インターネット中継も含めて町長のメッセージの件、技術的なことを言ったのですけれども、月日を入れるですとか、そういうことに関してもぜひ前向きに、つけない理由はないと思いますので、ぜひ町民への情報発信ということで積極的に進めていただきたいというふうに思いまして、自分の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 淳君） これで7番、小寺光一君の一般質問を終わります。

◎報告第2号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第2号 令和元年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第2号 令和元年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和元年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和元年度羽幌町一般会計で繰越しを行った地籍調査事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。本事業につきまして、本年3月の定例会において議決をいただいた事業でありますので、内容説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和元年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第35号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第35号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第35号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する減免規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料を御覧願います。初めに、減免対象となる保険税であります。令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が、特別徴収の場合は同期間内に特別徴収の対象となる年金給付の支払い日が設定しているものが対象であります。

次に、減免対象世帯と減免額についてであります。いずれも国の基準に沿った内容となっております。別に取扱い要領を定め運用することとしております。

まず、減免対象世帯であります。次の1または2に該当する世帯が対象となるものであります。1といたしまして、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。2といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入、以降事業収入等と申し上げます。これらの収入の減少が見込まれ、次の3点全てに該当する世帯が対象となります。1点目が、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。2点目が、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。3点目が、主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下であること。この3点全てに該当する世帯が対象となるものであります。

次に、減免額であります。減免対象世帯の1に該当する場合は全額免除となります。減免対象世帯の2に該当する場合は、表1で示しております計算式により算定した対象保険税額に主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて表2で示しております減免の割合を乗じた額が減免額となるものであります。

以上が改正内容であります。ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分、第2条、改正後の羽幌町国民健康保険税条例附則第14条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第35号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第36号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長(宮崎寧大君) ただいま上程されました議案第36号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の施行により、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号利用法が改正されたことに伴いまして、手数料を徴収する事務の見直しを行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町手数料条例の一部を改正する条例。

羽幌町手数料条例(平成12年羽幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表によりご説明をさせていただきます。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、また改正箇所につきましては下線を引いて表示をしております。なお、字句の修正につきましては説明を省略させていただきます。

まず、1ページの、第2条につきましては、「別表第1」を「別表」と改めまして、2ページ目以降に記載されております別表につきましては、従来の通知カードの廃止に伴いまして、発行手数料の欄を削除するとともに、併せて手数料に定める項目につきまして事務区分ごとに整理しようとするものでございます。

次に、1ページ目に戻りまして、下段にございます第5条第1項第6号につきましては、これまで11ページにございます別表第2の中で関係する法律ですとか引用条項を定めて

おりましたが、戸籍に関して無料で交付できる範囲を拡充するために改正するとともに、別表第2を削除するものでございます。

以上の説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第36号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第37号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第37号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第37号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。天売高校学生寮に入寮可能な生徒の資格を明確にするため、改正しようとするもので、この学生寮については、基本的に島外から来られる生徒受入れのために設置したものであることを文言としてうたうものであります。

これより改正文を読み上げますが、別に配付しております議案第37号の資料を御覧になりながらお聞きいただければと思います。

それでは、改正文を読み上げます。天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例（平成30年羽幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の通学困難な」を「へ島外から入学を希望する」に改める。

第6条第1号中「する生徒」を「又は入学が決定し、かつ、保護者が島外に居住している者」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第37号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第38号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第38号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとする



るものであります。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

改正内容は、第10条の放課後児童健全育成事業において放課後児童支援員を置くこととなっており、都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりましたが、都道府県知事が行う研修のほか、指定都市もしくは中核市の長が行う研修を加えるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号～議案第40号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第39号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第40号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第39号と議案第40号は関連がございますので、一括して提案理由とその内容について説明申し上げます。

まず初めに、議案第39号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、様々な対応策の活用により引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障がい等により療育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページを御覧願います。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

改正内容は、本町には現在対象となる施設はございませんが、羽幌町家庭的保育事業者等は、利用乳幼児が家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるため、認可を受ける際に幼稚園や認定こども園などと連携し、適切に確保しなければならないとされておりましたが、様々な対応策の活用により引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には受入先確保のための連携施設の確保は不要となりますことから、第6条第4項の連携施設の確保を適用しない場合について明確化するものであります。

次のページの第37条の改正は、これまでも実施可能でありましたが、保護者の疾患や障がい等により療育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業の実施について明確化するものであり、こちらにつきましても現在本町には該当する施設がない状況であります。

その他の改正につきましては、字句の修正でございます。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第39号を終わります。次に議案第40号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、前段で説明させていただきましたとおり、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページを御覧願います。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容は、こちらについても本町には現在対象となる事業所はございませんが、特定地域型保育事業者は、利用乳幼児が特定地域型保育事業者等による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるため、認可を受ける際に幼稚園や認定こども園などと連携し、適切に確保しなければならないとされておりますが、様々な対応策の活用により引き続き教育、保育の提供が受けることができる場合には受入先確保のための連携施設の確保は不要となりますことから、第42条第4項の連携施設の確保を適用しない場合について明確化するものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第39号と議案第40号の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第39号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第41号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第41号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。令和元年10月に実施されました消費税率の引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対し介護保険料を軽減する措置を講じるため、改正しようとするものであります。

別紙にて配付しております資料、消費税増税に係る低所得者に対する介護保険料軽減についてを御覧願います。この資料に基づきまして内容についてご説明をいたします。

まず、1の概要でありますけれども、提案理由とほぼ同様でありますけれども、介護保険法の改正により、消費税によって公費投入をもって低所得者の介護保険料の軽減強化が整備されており、令和元年、昨年度にも実施されております軽減幅を令和2年度をもって完全実施するための改正を行うというものでございます。

2の軽減対象でありますけれども、③が今回の改正であります。まず、第1段階が2万2,100円から1万7,700円、第2段階が3万6,900円から2万9,500円、第3段階が4万2,800円から4万1,300円とそれぞれ軽減をされております。1番の平成30年度の年額の保険料から昨年度はこの改正の部分の50%、半分の率で軽減

をしておりましたが、今年度につきましてはそれを完全実施するという形でさらに軽減をするという状況になってございます。

以上の説明をもちまして改正文の朗読は省略をさせていただきたいと思っております。

附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽幌町介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

経過措置、2、改正後の条例第7条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第41号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の策定につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

天売辺地及び焼尻辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。天売及び焼尻辺地に係る公共的施設を整備するための財源として辺地対策事業債を充てたいと考えておりますことから、総合整備計画を策定する必要が

あり、令和2年4月30日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものがあります。

次のページ、総合整備計画書案を御覧願います。計画案は天売、焼尻の別に作成しておりますが、1番、辺地の概況といたしまして、(1)は名称になります。(2)の地域の中心の位置につきましては、固定資産台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最も高い地点とされており、(3)の辺地度点数につきましては、ただいまの中心の位置から学校や公共施設までの距離などを点数化した辺地の程度を示すものでありまして、その点数が100点以上になることが条件とされております。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。点が縦に3つ並んでおります。公民館その他集会施設、地場産業施設、診療施設につきましては、老朽化が著しい天売総合研修センター、これは内部に歯科診療室があります、それと水産実習室、天売老人の家、これらの各機能を集約した複合施設の建設を盛り込もうとするものであります。次の飲用水供給施設につきましては、簡易水道の各施設が老朽化している中で、和浦ポンプ場の改築を盛り込もうとするものであります。一番下の高齢者の保健または福祉の向上または増進を図るための施設につきましては、現在天売高齢者支援センターに厨房がなく、隣接する天売総合研修センターの厨房を使用しておりますが、先ほど申しあげました複合化施設の建設により研修センターを解体いたしますと、新たに高齢者支援センター単独での厨房が必要になるため、整備したいと考えているものであります。

次のページは、公共的施設の整備計画になります。上から4行が天売複合施設建設事業、その次が和浦ポンプ場整備事業、一番下が天売高齢者支援センターの厨房整備でありまして、辺地対策事業債対象の事業費と財源は記載のとおりであります。

次のページは、焼尻辺地の計画案になります。1の辺地の概況につきましては、先ほど説明したとおりであり、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情と3の公共的施設の整備計画を並行して御覧いただきたいと思っております。1つ目の経営近代化施設につきましては、めん羊牧場で使用する草刈り機を更新しようとするものであり、2つ目の学校施設、3つ目の公民館その他集会施設につきましては、老朽化した小学校、中学校及び焼尻総合研修センターをそれぞれ建て替えようとするものであります。

各事業の対象事業費と財源につきましては御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(令和2年度～令和6年度)の策定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号

○議長(森 淳君) 日程第13、議案第43号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長(清水聡志君) ただいま上程されました議案第43号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)の変更につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月11日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。今年度の当初で予算措置されております離島地区定住促進団地整備事業の財源といたしまして過疎対策事業債を充てたいと考えておりますことから、本計画に当該事業を追加する必要があり、令和2年4月30日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

次に、内容をご説明いたします。次のページを御覧ください。変更内容の新旧対照表になります。左側が変更前の現計画、右側が変更後の計画になっており、集落の整備の区分に記載のとおり、その他対策に離島地区における人口減少対策として賃貸住宅を整備し、移住者による定住を推進するの1項目を加え、事業計画の表中、事業名欄に過疎地域集落再編整備、事業内容に離島地区定住促進団地整備事業を新たに追加するものであります。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第43号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号

○議長(森 淳君) 日程第14、議案第44号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,444万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,414万9,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。2款総務費、戸籍住民基本台帳費において共同戸籍業務電算システム管理事業4,589万2,000円の増額は、戸籍法の一部改正に伴い、留萌市を除く管内7町村で共同利用しているシステムについて本町で一括契約し、改修するものであり、財源については国庫補助金及び共同利用町村からの負担金で全額賄われるものであります。

次に、4款衛生費、保健衛生費において遠隔医療促進事業326万円の増額は、常勤医師が不在となっている道立天売診療所と道立羽幌病院をオンラインでつなぎ遠隔医療を可能にするため必要機器を整備するものであり、財源については補助上限の150万円が道補助金で賄われるものであります。同じくじんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金345万8,000円の増額は、昨年5月に発生した火災により損傷したきらりサイクル工場の施設や設備等の復旧工事を実施するための負担金であります。

次に、7款商工費、観光費において負担金補助及び交付金877万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、観光協会並びに各支部が予定していたはぼろ甘エビまつり、天売ウニまつり及び焼尻めん羊まつりの中止を決定したことによるものであります。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増減しておりますが、財源調整として財政調整基金繰入金を14万円減額しております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜り



ますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

4 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。管内7町村が共同で運用している総合行政システム利用料について負担割合と年割額が変更となりますことから、後年度の負担限度額を変更するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。移住定住促進事業として焼尻地区において予定しております住宅建設につきまして国庫補助対象外となりましたことから、財源確保のため地方債の借入れ限度額を増額するものであります。

12 ページをお開き願います。2 款総務費、一般管理費において姉妹都市イベント派遣事業77万9,000円、姉妹都市交流事業13万6,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による各事業の中止決定によるものであります。次の電算システム導入委託料44万円の増額は、自治体中間サーバーに係るファイアウォールの追加設定等によるものであります。次の情報管理業務経費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る経費について国庫補助の対象となりましたことから、財源更正するものであります。

13 ページを御覧ください。企画費において移住定住促進事業につきましては、先ほどの地方債補正でご説明いたしましたとおり、当該事業が国庫補助対象外となりましたことから、財源更正するものであります。

次に、戸籍住民基本台帳費において住民基本台帳ネットワーク管理事業220万円の増額は、戸籍法の一部改正に伴う住民基本台帳システムの改修費用であり、全額国庫補助金で賄われるものであります。

14 ページをお開き願います。3 款民生費、国民年金事務取扱費において国民年金システム整備事業委託料16万7,000円の増額は、年金生活者支援給付金の支給に係るシステムの改修費用であり、全額国庫補助金で賄われるものであります。

同じく児童福祉費において放課後健全育成事業給付費負担金91万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う小学校の休業期間の開所時間増加に伴うものであり、費用の3分の2が国及び道補助金で賄われるものであります。

16 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、水産業振興費において漁港利用料支援事業補助金26万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により水産物の価格低下等の影響を受けた離島地区の漁業者に対し、漁業者が負担する漁港利用料の全額を支援するものであります。

17 ページを御覧ください。7 款商工費、商工振興費において外国人技能実習生受入支援交付金90万円の増額は、支援の対象事業に水産加工業を追加し、外国人技能実習生3人分について補助するものであります。

18ページをお開き願います。9款消防費において北留萌消防組合負担金176万円の増額は、北留萌消防組合消防署が国庫補助金を活用して実施する消防団設備整備に係る費用について負担するものであります。

19ページを御覧ください。10款教育費、社会教育費において姉妹都市文化スポーツ交流事業151万9,000円、芸術鑑賞事業96万3,000円の各減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業の中止を決定したことによるものであります。

20ページをお開き願います。体育振興費において総額263万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため武道館オープニング事業や学校プール開放事業、オロロンライン全道マラソン大会について事業の中止を決定したことによるものであります。

以上が補正内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第44号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎同意第3号

○議長（森 淳君） 日程第15、同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命について

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、農業委員会現委員の任期が令和2年7月19日付をもちまして任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律に基づき新たに委員として任命いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

議案を1ページめくっていただきまして、候補者一覧を御覧願います。それでは、今回ご同意を賜りたい11名の方について読み上げさせていただきます。

まず、羽幌町緑町66番地の34、鉢呂壽子氏、昭和19年6月21日生まれの75歳であります。

次に、羽幌町北町54番地の3、入江雄治氏、昭和34年8月8日生まれの60歳であります。

次に、羽幌町南4条1丁目17番地の1、上坂明光氏、昭和35年4月15日生まれの60歳であります。

次に、羽幌町字高台245番地の8、石山茂氏、昭和40年12月14日生まれの54歳であります。

次に、羽幌町幸町50番地の12、近藤晃一氏、昭和41年8月14日生まれの53歳であります。

次に、羽幌町栄町104番地の33、江幡透氏、昭和42年6月9日生まれの53歳であります。

次に、羽幌町字朝日1527番地、片山孝幸氏、昭和44年4月13日生まれの51歳であります。

次に、羽幌町字中央2191番地、澤田俊秀氏、昭和34年6月12日生まれの60歳であります。

次に、羽幌町寿町547番地の2、高島繁喜氏、昭和38年2月21日生まれの57歳であります。

次に、羽幌町字築別1794番地の1、荒木俊彦氏、昭和31年1月24日生まれの64歳であります。

最後に、羽幌町北1条1丁目3番地の4、有田智彦氏、昭和29年6月19日生まれの65歳であります。

以上11名となりますが、この方々は農業者であるとともに、中には長年にわたり農業委員を経験されてこられた方、また長年にわたり行政経験をされてこられた方がおり、農業に関しての識見はもちろんのこと、農地等の利用の適正化の推進に関しての職務などを適切に行うことができると考え、本町の農業行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町農

業委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎諮問第1号

○議長（森 淳君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

今回候補者としてご同意賜りたい方は2名であります。

初めに、1人目、住所、苫前郡羽幌町南5条5丁目11番地、氏名、田代文子、生年月日、昭和28年7月18日生まれ、66歳。

続いて、2人目、住所、苫前郡羽幌町南大通2丁目8番地、氏名、駒井千晶、生年月日、昭和29年2月18日生まれ、66歳。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

前委員でありました花房毅氏が令和2年3月31日付をもちまして辞任したため、また人権擁護委員定数規程に定める委員定数を満たす人員を配置するため、田代氏並びに駒井氏両名の人格、識見はもちろんのこと、公正な人物で、人権擁護等に広く理解があり、今後地域社会に幅広く貢献いただける意欲の持ち主であることから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

#### ◎発議第5号

○議長(森 淳君) 日程第17、発議第5号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、村田定人君。

○10番(村田定人君) 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年6月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村田定人。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

提案理由であります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休業要請や外出自粛等により経済活動並びに日常生活において、深刻な影響が発生している状況を鑑み、羽幌町内の各種事業者や町民への支援に対する財源の一助とすることを目的に、議員自ら報酬を減額するため、改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたします。

羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年羽幌町条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。18、令和2年7月1日から令和2年11月30日までの議員報酬の支給については、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬月額に100分の90を乗じて得た額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長(森 淳君) 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号

○議長(森 淳君) 日程第18、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第7号

○議長(森 淳君) 日程第19、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長(森 淳君) 日程第20、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、船本秀雄君。

○6番(船本秀雄君) 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月11日。

提出者、羽幌町議会議員、船本秀雄。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、小寺光一。

#### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、稚苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月11日、羽幌町議会議員、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

#### ◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第45号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第45号 羽幌町防災情報伝達システム整備業務委託契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第45号 羽幌町防災情報伝達システム整備業務委託契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年6月12日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町防災情報伝達システム整備業務委託契約でございます。

2、契約の方法は、随意契約でございます。業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザルを実施したところではありますが、応募に応じたものが1社であり、審査選考委員



会を開催し、プレゼンテーションにおけるこれまでの実施状況だとか企画の提案内容が本町が考えております整備内容と一致しているものと評価したものであります。

3、契約金額は1億7,809万円でございます。うち消費税額1,619万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部長、高橋庸人であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 羽幌町防災情報伝達システム整備業務委託契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第46号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第46号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年6月12日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立て工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は1億4,630万円、うち消費税額1,330万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南町22番地、株式会社水上建設工業所取締役社長、水上博であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第46号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号

○議長（森 淳君） 追加日程第3、議案第47号 福寿川護岸改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第47号 福寿川護岸改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年6月12日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、福寿川護岸改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は7,975万円、うち消費税額725万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条2丁目15番地、株式会社道北土木代表取締役、森本勝己であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第47号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 福寿川護岸改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号

○議長（森 淳君） 追加日程第4、議案第48号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第48号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年6月12日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、ロータリ除雪車、1台の購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は4,675万円、うち消費税額425万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、前中眞であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第48号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入について」は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号

○議長(森 淳君) 追加日程第5、議案第49号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,646万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,061万円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。2款総務費、文書広報費につきましては、介護福祉費でご説明いたします事業に関し、介護予防対策について町広報紙を活用し周知する経費が国庫補助の対象となりますことから、財源更正するものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において地域福祉基金積立金100万円の補正は、福祉の推進に対する寄附を受けたため、全額を基金へ積み立てるものであります。

同じく、介護福祉費において介護予防広報支援事業10万円の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため活動自粛を余儀なくされている高齢者に対し、介護予防対策に係るリーフレット等を作成するためのプリンターを購入するものであり、財源については全額国庫補助金で賄われるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において休業要請協力金320万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため北海道の休業要請に協力された飲食業を除く事業者に対し、一律20万円の協力金を支給するものであります。

次に、9款消防費、災害対策費において避難所等感染防止対策事業831万5,000円の補正は、災害時における避難所等での新型コロナウイルス感染症等の感染防止のために備蓄するパーティションやマスクなど、必要な資機材を整備するものであります。

次に、10款教育費において情報通信ネットワーク環境施設整備事業、小学校費及び中学校費合わせて4,384万6,000円の補正は、GIGAスクール構想の実現に向け、

羽幌小学校及び羽幌中学校において高速大容量の校内ネットワークを整備するものであり、財源については国庫補助金及び町債を充てております。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源を充てるほか、財源調整として財政調整基金繰入金1,509万6,000円を補正しておりますが、商工費及び消防費に係る一般財源分につきましては、地方創生臨時交付金の交付額が決定後、地方創生臨時交付金へ財源更正を行うこととしております。

以上、追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第49号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和2年第5回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 0時18分）